

業 務 委 託 仕 様 書

1. 業 務 委 託 名 令和6年度県立学校生徒の結核検診業務
2. 目 的 学校保健安全法第13条並びに学校保健安全法施行規則第6条に基づく健康診断を実施し、生徒の結核の早期発見・早期治療に資する。
3. 業務委託の内容
 - (1) 対象者数
約6,296名（内訳：デジタル撮影6,277名、ポータブル撮影19名）
 - (2) 検診実施方法
胸部エックス線撮影
 - ①デジタル撮影 各学校を巡回して実施
 - ②ポータブル撮影 対象者で立位による撮影ができない者に実施
 - (3) 検診日程
巡回検診については、令和6年6月28日（金）までに実施する。巡回検診を疾病その他やむを得ない事由によって受けることのできなかつたものに対しては、その事由のなくなった後速やかに検診を行うものとする。
（個別検診は令和7年2月末日までに実施）
 - (4) 検診等の項目及び対象者
 - ①デジタル撮影
 - ・ 県立高等学校（全日制課程1年生、定時制課程1年生、通信制課程1年生）、特別支援学校（高等部1年生）※令和6年度予定：県立高等学校及び特別支援学校 40校（巡回校舎は53校）
 - ②ポータブル撮影
 - ・ 対象者で立位による撮影ができない者（①、②の判定については、復読すること）
 - (5) 検診の準備
 - ①胸部エックス線撮影受診票の作成
 - ②学校の担当者からの日程変更や対象者の変更依頼については、適宜対応する。
 - (6) 検診会場の使用
 - ①業務受託者は、検診会場（椅子、机等も含む。）及びその敷地を無料で使用することができる。
 - ②施設等を使用する場合は、予め学校の担当者と連絡・調整して使用可能な日程を決定し、同担当者を通じて予約する。
 - ③学校の担当者は、検診会場使用及び検診時間、準備物等に関して業務受託者と連絡・調整する。

(7) 検診当日

- ①業務受託者は、検診者の受付、検診受診票等の確認・指導、撮影及び検査を実施する。
- ②学校の担当者は、業務受託者の求めに応じ、対象生徒への検診の周知（検診の流れ、検診時の服装、注意事項）等を行う。

(8) 検診結果の報告

- ①検診結果については、速やかに各学校長に報告しなければならない。

(9) 精度管理の基準

- ①内部精度管理、外部精度管理について、業務受託者は、「健康増進事業実施者に対する健康検査の実施等に関する指針」における精度管理に関する事項に準拠して、精度管理を行うものとする。
- ②検査の一部を外部に委託する場合は、委託を受けた事業者において、①の措置が講じられるよう適切な管理を実施すること。

(10) 検診結果等の情報の取扱いの基準

- 個人情報保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。